

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前略) 第2章 年俸制特定教員</p> <p>(中略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 特定拠点教員</p> <p>(中略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 特定外国語担当教員</p> <p>(中略)</p> <p>(準用)</p> <p>第13条 第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第1項の規定中「第27条から第33条の6まで」とあるのは「第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第5章 特定病院助教</p> <p>(中略)</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第22条まで」とあるのは「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻醉手当を除く。)、第21条、第</p>	<p>第2章 年俸制特定教員</p> <p>第6条 (同左)</p> <p><u>(懲戒)</u></p> <p><u>第6条の2 年俸制特定教員として雇用される前の本学教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第48条の2の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</u></p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>第3章 特定拠点教員</p> <p>第10条 (同左)</p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第10条の2 第6条の2の規定は、特定拠点教員に準用する。</u></p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第11条 (同左)</p> <p>第4章 特定外国語担当教員</p> <p>(準用)</p> <p>第13条 <u>第6条の2</u>並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第1項の規定中「第27条から第33条の6まで」とあるのは「第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで」と読み替える。</p> <p>2 (同左)</p> <p>第5章 特定病院助教</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 <u>第6条の2</u>、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第22条まで」とあるのは「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻醉手当を除く。)、第</p>

改正前	改正後
<p>22条」と読み替える。 (中略) 第6章 特定専門業務職員 (中略) 第19条 (略)</p> <p>(他の規則の準用) 第20条 (略) (中略) 第7章 特定職員 (中略) (準用) 第24条 第20条の規定は、特定職員に準用する。</p> <p>(中略) 第8章 特定研究員 (中略) (準用) 第28条 第6条及び第20条第1項の規定は、特定研究員に準用する。 2 (略) (中略) 第9章 特定医療技術職員 (中略) 第31条 (略)</p> <p>(他の規則の準用) 第32条 (略) (後略)</p> <p>国立大学法人京都大学事務職員(特定業務)就業規則 (平成25年達示第57号)</p> <p>(前略) 第6条 (略)</p> <p>(他の規則の準用) 第7条 この規則に定めるもののほか、事務職員(特</p>	<p>21条、第22条」と読み替える。 第6章 特定専門業務職員</p> <p>第19条 (同左) <u>(準用)</u> <u>第19条の2 第6条の2の規定は、特定専門業務職員に準用する。</u> (他の規則の準用) 第20条 (同左)</p> <p>第7章 特定職員 (準用) 第24条 <u>第6条の2及び第20条の規定は、特定職員に準用する。</u></p> <p>第8章 特定研究員 (準用) 第28条 第6条、<u>第6条の2</u>及び第20条第1項の規定は、特定研究員に準用する。 2 (同左)</p> <p>第9章 特定医療技術職員</p> <p>第31条 (同左) <u>(準用)</u> <u>第31条の2 第6条の2の規定は、特定医療技術職員に準用する。</u> (他の規則の準用) 第32条 (同左)</p> <p>第6条 (同左) <u>(懲戒)</u> <u>第6条の2 事務職員(特定業務)として雇用される前の本学教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第48条の2の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</u> (他の規則の準用) 第7条 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>定業務)の就業に関する事項については、就業規則(第5条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第19条第2号及び第3号、第21条から第22条の2まで、第46条の2及び第64条を除く。)の規定を準用する。ただし、同規則第31条の規定により事務職員(特定業務)に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第5条から第8条まで、第11条から第22条まで及び第27条から第35条までの規定は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第60条 有期雇用教職員が次条の規定による懲戒事由に該当する場合は、これに対し次の各号に定める区分に応じ懲戒することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(懲戒の事由及び手続)</p> <p>第61条 有期雇用教職員の懲戒の事由及び手続については、就業規則第48条の2及び国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成16年達示第86号)を準用する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第60条 } (同左)</p> <p>(1)～(5) } (懲戒の事由及び手続)</p> <p>第61条 (同左)</p> <p><u>第61条の2 有期雇用教職員として雇用される前の本学教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第48条の2の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第52条 時間雇用教職員が次条の規定による懲戒事由に該当する場合は、これに対し次の各号に定める区分に応じ懲戒することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(懲戒の事由及び手続)</p> <p>第53条 時間雇用教職員の懲戒の事由及び懲戒の手続については、就業規則第48条の2及び国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成16年達示第86号)を準用する。</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第52条 } (同左)</p> <p>(1)～(5) } (懲戒の事由及び手続)</p> <p>第53条 (同左)</p> <p><u>第53条の2 時間雇用教職員として雇用される前の本学教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第48条の2の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程 (平成16年達示第78号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2章 再雇用職員</p> <p>(中 略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第16条 再雇用職員として雇用される前の本学教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第48条の2の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第3章 時間再雇用職員</p> <p>(中 略)</p> <p>(準用等)</p> <p>第21条 第4条から第7条までの規定は、時間再雇用職員に準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>(準用等)</p> <p>第21条 第4条から第7条まで及び第16条の規定は、時間再雇用職員に準用する。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程 (平成16年達示第89号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職をした者が<u>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)第16条の規定により懲戒解雇の処分(以下「再雇用教職員に対する解雇処分」という。)を受けたとき又は懲戒に相当する量定の認定を受けたときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。</u></p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職をした者が<u>次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第6条の2(同規則第10条の2、第13条、第16条、第19条の2、第24条、第28条及び第31条の2において準用する場合を含む。)の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人京都大学事務職員(特定業務)就業規則(平成25年達示第57号)第6条の2の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項に該当するときにおける同項の規定による返納請求は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。</p> <p>3 (略) (中略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>懲戒に相当する量定の認定</u>をした旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該認定を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>2 退職手当の受給者(遺族を除く。次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。)において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>懲戒に相当する量定の認定</u>をしたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>(1) 当該刑事事件につき判決が確定することなく、</p>	<p>(3) <u>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)第61条の2の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)第53条の2の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)第16条(同規程第21条において準用する場合を含む。)の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。</u></p> <p>(6) <u>懲戒解雇に相当する量定の認定を受けたとき。</u></p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>第15条第1項第6号に規定する認定</u>をした旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該認定を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>2 退職手当の受給者(遺族を除く。次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。)において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に関し、<u>第15条第1項各号に掲げる懲戒処分等</u>をしたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を請求することができる。</p> <p>(1) (同左)</p>

改正前	改正後
<p>かつ、第15条第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡したとき。</p> <p>(2) 当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による返納請求を受けることなく死亡したとき。</p> <p>3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に再雇用教職員に対する解雇処分を受けた場合において、<u>第15条第1項</u>の規定による返納請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、<u>当該再雇用教職員</u>に対する解雇処分を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>4・5 (略) (後 略)</p>	<p>(2) (同 左)</p> <p>3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に<u>第15条第1項第1号から第5号までに掲げる懲戒処分</u>を受けた場合において、<u>同項</u>の規定による返納請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、<u>当該各号に掲げる懲戒処分</u>を理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。</p> <p>4・5 (同 左)</p> <p>附 則 この規則は、平成29年3月28日から施行する。</p>